

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
10月15日
(火曜日)

目 次

○選管告示

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において繰上投票を行う投票区及び投票の期日……………一

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長等の住所及び氏名……………一

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長の事務の取扱い……………二

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙会、選挙分会及び審査分会の場所及び日時……………二

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式……………二

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式……………三

衆議院小選挙区選出議員選挙においてポスター掲示場への掲示を開始することができる日……………三

衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………三

衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………三

衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………四

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………四

○衆議院議員選挙選挙長告示

選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時（三件）……………四

○衆議院議員選挙選挙分会長告示

選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時……………五



山口県選挙管理委員会告示第六十五号

令和六年十月二十七日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、繰上投票を行う投票区及び投票の期日は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

市町名	投票区名	投票の期日
下関市	六連	令和六年十月二十六日
	蓋井	
	大島	
萩市	相島	
	見島第一	
	見島第二	
防府市	野島	
岩国市	柱島	
柳井市	平郡第一	
	平郡第二	
大島郡周防大島町	江ノ浦	
	樽見	
熊毛郡上関町	八島	
	祝島	

山口県選挙管理委員会告示第六十六号

令和六年十月二十七日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長並びにその職務代理者として選任した者の住所及

び氏名は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

一 衆議院小選挙区選出議員選挙

選挙区名	住 所	氏 名	住 所	氏 名
山口県第一区	山口市吉敷下東二丁目九番一四号	秋本泰治	山口市秋穂東七五二六	安光真裕美
山口県第二区	周南市梅園町二丁目一	稲葉和也		
山口県第三区	宇部市大字中野開作四〇四の四	百衣万里子		

二 衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区

選 挙 分 会 長	住 所	氏 名	選 挙 分 会 長 職 務 代 理 者	住 所	氏 名
秋本泰治	山口市吉敷下東二丁目九番一四号	秋本泰治	宇部市大字中野開作四〇四の四	百衣万里子	百衣万里子

三 最高裁判所裁判官国民審査

審 査 分 会 長	住 所	氏 名	審 査 分 会 長 職 務 代 理 者	住 所	氏 名
稲葉和也	周南市梅園町二丁目一	稲葉和也	山口市秋穂東七五二六	安光真裕美	安光真裕美

山口県選挙管理委員会告示第六十七号

令和六年十月二十七日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長の事務は、山口県選挙管理委員会事務局において取り扱う。

令和六年十月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

山口県選挙管理委員会告示第六十八号

令和六年十月二十七日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙会、選挙分会及び審査分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

一 衆議院小選挙区選出議員選挙

選挙区名	選挙会の場所	選挙会の日時
山口県第一区	山口市滝町一番一号	令和六年十月三十日午前十時
山口県第二区	山口県庁	
山口県第三区	山口県庁	

二 衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区

選挙分会の場所	選挙分会の日時
山口市滝町一番一号 山口県庁	令和六年十月三十日午前十一時

三 最高裁判所裁判官国民審査

審査分会の場所	審査分会の日時
山口市滝町一番一号 山口県庁	令和六年十月三十日午前十一時

山口県選挙管理委員会告示第六十九号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

一 候補者が使用する選挙運動用ビラに貼る証紙

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。
二 候補者届出政党が使用する選挙運動用ビラに貼る証紙

第 50 回
衆議院小選挙区選挙ビラ
候 補 者
山口県第 区 (番号)
山口県選挙管理委員会

第 50 回
衆議院小選挙区選挙ビラ
候補者届出政党
山口県第 区 (番号)
山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第七十号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

第 50 回
衆議院小選挙区選挙ポスター
候補者届出政党
山口県第 区 (番号)
山口県選挙管理委員会

山口県選挙管理委員会告示第七十一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者がポスター掲示場への個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

開始期日 令和六年十月十五日

山口県選挙管理委員会告示第七十二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 令和六年十月十五日午後六時

山口県選挙管理委員会告示第七十三号

令和六年十月二十七日執行の衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載順序を定める

くじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

一 衆議院小選挙区選出議員選挙

選挙区名	場 所	日 時
山口県第一区	山口市滝町一番一号	令和六年十月十五日午後五時三十分
山口県第二区	山口県庁	
山口県第三区	山口県庁	

二 衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区

場 所	日 時
山口市滝町一番一号 山口県庁	令和六年十月十六日午後二時

山口県選挙管理委員会告示第七十四号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 令和六年十月十五日午後六時三十分

山口県選挙管理委員会告示第七十五号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

選挙区名	制 限 額
山口県第一区	二四、八七二、一〇〇円
山口県第二区	二四、七四五、一〇〇円
山口県第三区	二四、二五〇、〇〇〇円

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第一区選挙長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第一区選挙長 秋本泰治

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 令和六年十月二十五日午前十時

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第二区選挙長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第二区選挙長 稲葉和也

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 令和六年十月二十五日午前十時

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第三区選挙長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第三区選挙長 百衣 万里子

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 令和六年十月二十五日午前十時

衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙分会長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超えることとなった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙分会長 秋本 泰治

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 令和六年十月二十五日午前十時

令和六年十月十五日
印刷

発行人
所

山口県
知事
庁